# 市立中学校等における 部活動地域移行の在り方について(答申)

令和7年4月11日

相模原市部活動地域移行審議会

#### 1 はじめに

相模原市部活動地域移行審議会(以下「審議会」という。)は、令和6年4月30日に委嘱を受けて以来、約10か月間で9回の会議を開催し、スポーツと文化芸術という異なる分野、及び、同じ分野でも異なる立場の14名の委員が集まり、精力的かつ真摯に、まずは休日の部活動を地域移行するにあたり、中学生が理想的な活動の場を確保するためには何が必要かという観点で議論を重ねてきました。

委員共通の思いは、「生徒が希望する活動を行うことができる環境を保障すること」 であったため、最初に、目指すべき姿を理念として定め、その理念から逸れることが ないよう留意し、具体的な方向性や手段について検討してきました。

部活動の良い面を残しつつ、持続可能な環境を構築するために必要な事項を審議する中で、特に委員から多かった意見は、「指導者の質の確保」に関することでした。

地域移行後の指導者は、これまで教職員の方々が担ってきた部活動の顧問に相当する役割を代わりに担う人物であり、それぞれの分野に関する専門的な知識以前に、生徒を指導するために必要な資質を有するべき、との意見が多くありました。これを制度的に担保するためには何らかの形で行政が関与することが不可欠です。

そのほかにも、費用負担や活動場所の確保など、様々な課題について検討し、相模 原市の市立中学校等における部活動地域移行があるべき姿となるために、市に取り組 んでいただきたい事項をまとめ、答申としております。

市長におかれましては、答申の内容を可能な限り実現するよう、特段のご配慮をお 願いいたします。

# 2 本市が目指すべき中学校休日部活動地域移行について

# (1) 目指す姿について

国において部活動の地域移行を進めることとした背景には、少子化の進行に伴い 部活動を従来の枠組みのまま維持することが将来困難になることや、増大している 教職員の負担を軽減する必要があることなど、複数の視点があります。

いずれの視点も重要ですが、本市において部活動の地域移行の在り方を検討する には、何を最も優先すべきかを明確にし、それを踏まえた目指すべき姿を理念とし て掲げ、常にその理念に立ち返ることが重要です。

審議会では、生徒の利益を守ることを最も優先すべきことと捉え、地域移行後もこれまでの部活動に代わるものとなるよう、本市の部活動地域移行後の目指す姿を次のとおりとしました。

#### 目指す姿

生徒のスポーツ・文化芸術活動をする機会が これまで以上に保障されている 部活動には、中学生時期の生徒への教育的な効果や、我が国のスポーツや文化芸術の下支えとしての役割など様々な良い面があることから、その良い面をなくすことなく、地域移行により今以上の活動の機会を確保し、かつ、その状態を維持できるようにすることが、生徒の利益を守る観点から最も重要と捉えたものです。

このことを踏まえ、目指す姿を実現するために地域移行後に必要な状況について整理しました。

|   | 目指す姿を実現するための必要な状況                       |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| 1 | スポーツ・文化芸術活動の機会が確保されている                  |  |  |  |
|   | ・安全に安心して、持続的に活動を行うことができる                |  |  |  |
|   | ・やりたい活動を選択することができる                      |  |  |  |
|   | ・スポーツ活動や文化芸術の振興に繋がる循環がある                |  |  |  |
| 2 | 高い資質を有する指導者が多く確保されている                   |  |  |  |
|   | ・指導者の研修の機会が確保されている                      |  |  |  |
|   | ・体罰や暴言などハラスメントに対する体制が整っている              |  |  |  |
|   | ・希望する教職員は兼職兼業により今までと同様に活動することができる       |  |  |  |
| 3 | 生徒の志向に合った選択肢が用意されている                    |  |  |  |
|   | ・競技志向の生徒やレクリエーション志向の生徒それぞれが活動を楽しむことができる |  |  |  |

# (2) 具体的な取組について

「目指す姿を実現するための必要な状況」とするために、次のア〜オに沿って、 各事項の現状と課題を整理した上で、今後、市に検討していただきたいこと、ま た、取り組んでいただきたい具体的な内容等をまとめました。

|   | 対応事項                           |
|---|--------------------------------|
| ア | 地域における中学校部活動移行の受け皿について         |
| 1 | 指導者の質と量の確保について                 |
| ウ | 地域移行後の活動場所について                 |
| エ | 費用負担の在り方について                   |
| 才 | 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題について |

なお、各対応事項の「市に取り組んでいただきたい事項」(カッコ書きのカタカナ の項目) は、重要度が高いものから順に列記しています。

#### ア 地域における中学校部活動移行の受け皿について

#### ○現状と課題

部活動では、生徒数が少ない一部の地区においてチーム編成に必要な人数が 集まらない等の理由により、複数の部を用意することが困難な状況がありま す。このため、中学校部活動移行の受け皿(以下「地域クラブ」という。)とし て、学区にかかわらず活動することが可能な受け入れ先が必要です。

生徒の多様な志向に対応する観点からも、生徒の身近な場所での入門的なレベルでの受け入れ先や、ホームタウンチームのアカデミーのように高度な技術を習得できるような受け入れ先も必要です。

また、市には、部活動の環境からの急激な変化を避け、生徒が戸惑うことが ないよう円滑に地域移行を進めるという観点も必要です。

# ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 地域クラブの活動は、原則として「学校から独立したもの」とするが、これまでの部活動の代わりとなるよう、学校や地域の実情に合わせ、以下のように複数の形態から選択できるようにするなど、適切な移行の方法を検討すること
  - a 学校単位で1つのクラブを設立し、当該学校の部活動を一括して移 行する形態
  - b 学校における競技や活動単位で新たにクラブを設立し、部活動ごと に移行する形態
  - c 主に競技や活動単位で、複数の学校の生徒を対象とする新たなクラブを設立し、移行する形態
  - d 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ 等既存の団体やクラブなどに移行する形態
- (イ)地域クラブを把握し、必要に応じ指導等する必要があるため「登録制」とし、登録要件に次の項目を含め、制度を構築すること
  - a 指導者を複数置き、その質を担保すること
  - b 活動時間について、国のガイドラインを順守すること
  - c 部活動で出場可能な大会等に参加できる団体であること
  - d 保護者等関係者に対する情報開示を適切に行うこと
  - e 指導者及び会員となる生徒について、事故等の対応に備えた保険に 加入すること
  - f 大会での上位入賞を目指すような成績志向型、楽しむことに重きを 置いたレクリエーション志向型など、地域クラブの志向性を明確に示 すこと

- (ウ) 地域移行を実施する場合は、生徒や保護者への影響を極力抑えるよう 市からの早期の事前周知や、移行時期を3年生引退後の新チーム発足時 に合わせるなど、最大限の配慮をすること
- (エ) 新たに地域クラブを創設しようとする者に対し、ノウハウの提供など の支援に努め、移行先の充実を図ること
- (オ) 地域移行するまでの間も、学校に対し部活動を維持するよう働きかけ ること
- (カ) 小学生のみを対象とした団体に対し、地域クラブとして中学生まで受け入れてもらえるよう求めること

# イ 指導者の質と量の確保について

## ○現状と課題

部活動では、教職員が顧問となって活動しているため、生徒に対する教育的な面での配慮はありますが、競技や活動に関する専門的な知識を有していない場合があります。反対に、部活動を地域クラブに移行する場合、指導者は競技等の専門的な知識を有していても、指導する現場において、教育的側面の知識や配慮が不足する可能性も考えられることから、指導者の教育的資質等を担保するための制度の整備が必要です。

また、指導者の人数を確保するために、現状の外部指導者や教員OB・OGだけではなく、地域クラブでの指導を希望する教員が兼職兼業できるような制度の整備や、民間のクラブ単位で指導者を確保するなどの工夫をするとともに、指導に対する適切な対価を担保することも重要な視点です。

#### ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 地域クラブの指導者に対する講習を実施すること
- (イ)トラブル等があった際、生徒や保護者、指導者等が相談できるような 窓口等を市に設置すること
- (ウ) 地域クラブの指導者をリスト化するなど適切に管理すること
- (エ) 教員の兼職兼業について整理し、地域クラブの指導者となることを希望する教員に対応できる制度を検討すること
- (オ) 地域クラブの指導者に対して適切な対価を支払い、ボランティア頼み の運営とならないよう、地域クラブに指導すること
- (カ) 生徒の保護と指導者の権利侵害防止の両立に十分配慮した、公正かつ 適切な手続に基づく指導者の資格停止の制度を整備すること
- (キ) 民間スポーツクラブやカルチャーセンター等と連携して指導者を派遣 する枠組みを構築すること

#### ウ 地域移行後の活動場所について

# ○現状と課題

地域移行の過渡期においては、部活動の一部移行により地域クラブが並立し活動場所が不足したり、これまでの部活動に無かったジャンルの地域クラブが発足されるなど、新たな活動場所の確保に対応する必要が生じることも想定されます。

継続的に活動場所を確保する観点から、現在部活動で使用している学校施設を移行した地域クラブも使用できるようにすること、また、新たな場所として、例えば、部活動がない小学校や閉校した学校施設の使用などについても検討することが必要です。

また、吹奏楽等、文化系の部活動において休日の校舎を使用するときの施錠 管理や警備の解除など、使用方法についての検討が必要です。

# ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 学校施設を地域クラブにも開放するよう学校に依頼すること
- (イ) 一部の部活動が移行したことで、地域クラブと部活動が並立する場合 であっても地域クラブが学校施設を使用できるよう学校に依頼すること
- (ウ) 教員に負担が生じないような、休日の学校施設の使用方法について検 計すること
- (エ) 校外活動場所までの生徒の移動手段等について適切な在り方を検討すること
- (オ) 小学校を含めた学校体育施設開放事業における地域クラブの優先利用 について適切な在り方を検討すること

# エ 費用負担の在り方について

#### ○現状と課題

移行後の環境の持続可能性を高めるためには、地域クラブの自主財源の安定的な確保が必要であることから、会員に一定の費用負担を求めるべきです。

一方、部活動では、指導者への対価や学校と共有する道具に対する部員の費用負担がなかったことから、相当に低廉な負担で活動することができていたことを考慮する必要があります。また、地域によっては、生徒数が少ないことにより費用負担が高額になる可能性があるなど、費用負担の地域差についても考えなければなりません。

研究によると、中学校の部活動の加入の有無が、学校生活満足度や学力に影響を与えるという結果があることから、家庭の経済状況により活動ができなくなることがないよう、また、地域により費用負担に大きな格差が生じないよう

生徒の活動機会を保障するための検討が必要です。

## ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 地域クラブに、会員から徴収した会費及び実費による運営が原則であることを示すこと
- (イ) 地域クラブの運営経費への補助や、家庭の経済状況により生徒が活動 できなくなることがないような支援について国に働きかけること
- (ウ) 地域により会員から徴収する会費に大きな差が出ない制度設計を行う こと
- (エ) 地域クラブの会費の額について、安定したクラブ運営に必要な設定と する一方、可能な限り低廉な設定に配慮するよう地域クラブへ促すこと
- (オ) 地域クラブの指導者への報酬や謝礼の最低額の目安を示すこと
- (カ) 地域クラブに、寄付やスポンサーの募集、基金の設立など、運営に必要な資金の確保に努めることを促すとともに、地域クラブが個別にスポンサーを集める際のノウハウを提供すること

# オ 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題について

#### ○現状と課題

地域クラブへの移行は、これまでの部活動に代わるものとし、部活動で参加できていた試合や発表の場には引き続き参加できる環境の整備が必要です。

また、当面は、平日は部活動に所属し、休日は地域クラブに所属して活動する生徒が多くなると考えられるため、試合や発表の場への参加に関するルールを整理するとともに、運動部では心身等の故障を避けるためトレーニング量の管理なども必要です。

ほかにも、生徒が自らの志向に合った地域クラブを選択することができるよう、適切な情報提供を行う必要があります。

#### ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 平日の部活動と休日の地域クラブ活動が異なる場合であっても、生徒 が希望する選択を可能とするよう、学校や地域クラブに働きかけること
- (イ) 地域クラブに在籍する生徒の活動状況等の情報を、地域クラブと中学 校が共有できる仕組を構築すること
- (ウ) 地域クラブの情報(活動場所、会費の額、会員数等の規模、志向性、 過去の大会等での実績) は市で一元化し、生徒が選択しやすいよう学校 に情報提供すること

# 3 中学校休日部活動地域移行の進め方について

本市の中学校休日部活動地域移行が、生徒や保護者に過大な負担を与えることなく、円滑に目指す姿となるためには、取組の進め方についても留意が必要であることから、次のとおりご配慮くださるようお願いします。

- (1) 部活動から地域クラブ活動への移行は、生徒や保護者などにとっては、大きな環境の変化となります。国からは、令和8年度が地域移行の一つの目標時期として示されており、生徒の活動を保障するためには可能な限り早期に実現する必要がありますが、地域や学校の状況に応じて柔軟に対応し、可能なところから段階的に地域移行することを求めます。
- (2)適宜見直しを行う観点や、様々な状況の変化に対応する観点から、地域移行の 取組を始めた後にも、関係者で構成する会議体を置き、課題等について検討を行 うことで、より良い制度とすることを求めます。

# 相模原市部活動地域移行審議会 委員名簿

(任期:令和6年4月30日から令和8年3月31日まで)

| 区分        | 氏名     | 役職・所属等                                    | グループ  | 備考  |
|-----------|--------|---|-------|-----|
| 学識経験者     | 田原陽介   | 青山学院大学 コミュニティ人間<br>科学部 コミュニティ人間科学科<br>准教授 | スポーツ  | 会長  |
| 公共的団体     | 髙橋 恵美子 | (公財)相模原市スポーツ協会                            | スポーツ  |     |
| 公共的凹体     | 清水 習平  | (公財)相模原市民文化財団                             | 文化・芸術 |     |
|           | 元山 雅治  | 相模原市スポーツ推進委員連絡協<br>議会                     | スポーツ  |     |
| スポーツ団体    | 山田 勝昭  | (特非) ベーススポーツ (総合型<br>地域スポーツクラブ)           | スポーツ  |     |
|           | 石井 晃   | 三菱重工相模原ダイナボアーズ<br>(ホームタウンチーム)             | スポーツ  |     |
|           | 金子 友枝  | 相模原市文化協会                                  | 文化・芸術 | 副会長 |
| 文化団体      | 家徳 直樹  | 相模原市民音楽団体協会                               | 文化・芸術 |     |
|           | 奥山 泰三  | 相模原音楽家連盟                                  | 文化・芸術 |     |
| 生徒の保護者    | 中村 岳彦  | 相模原市PTA連絡協議会                              | 文化・芸術 |     |
| 中学校等校長    | 古屋 礼史  | 相模原市立中学校長会                                | スポーツ  |     |
| 中子权守权政    | 清水 俊次  | 相模原市立中学校長会                                | 文化・芸術 |     |
| 市の住民      | 芳賀 裕一郎 | 公募  | スポーツ  |     |
| ۸۲۲۱۷۰۰۱۱ | 水島 将司  | 公募  | 文化・芸術 |     |

# 相模原市部活動地域移行審議会 会議経過

| 回数 | 日付         | 場所        | 出席者 | 内容                          |
|----|------------|-----------|-----|-----------------------------|
| HЖ | 令和6年4月30日  | 第1特別会議室   | 1 3 | ・会長及び副会長の選出                 |
| 1  | 1710 0 H   | 为11001五版主 | 10  | ・ 諮問                        |
|    |            |           |     | ・相模原市部活動地域移行                |
|    |            |           |     | 審議会の進め方について                 |
|    | 5月17日      | 第3委員会室    | 1 2 | ・本市の部活動地域移行後                |
|    | ., .,      |           |     | の目指す姿について                   |
|    |            |           |     | ・部活動地域移行に係る審                |
| 2  |            |           |     | 議事項について                     |
|    |            |           |     | ・グループワーキングにつ                |
|    |            |           |     | いて                          |
|    | 7月1日       | 第3委員会室    | 1 4 | ・取材への対応及びグルー                |
|    |            |           |     | プワークの際の傍聴につ                 |
| 3  |            |           |     | いて                          |
|    |            |           |     | ・地域における中学校部活                |
|    |            |           |     | 動移行の受け皿について                 |
|    |            |           |     | ・指導者の質と量の確保に                |
|    |            | # a : ·   |     | ついて                         |
|    | 7月26日      | 第3委員会室    | 1 1 | ・地域移行後の活動場所に                |
|    |            |           |     | ついて                         |
|    |            |           |     | ・費用負担の在り方につい                |
| 4  |            |           |     | 、 試合や発生の担々の会加               |
|    |            |           |     | ・試合や発表の場への参加<br>資格の担保及び活動に係 |
|    |            |           |     | 員格の担保及の伯動に係                 |
|    | 9月17日      | ウェルネスさが   | 1 2 | ・中間まとめ及び項目別対                |
| 5  | 7/11/1     | みはら視聴覚室   | 1 4 | 応方針素案について                   |
|    |            |           |     | ・中学校休日部活動の地域                |
|    |            |           |     | 移行に係る実証事業の実                 |
|    |            |           |     | 施について                       |
|    | 10月8日      | 第3委員会室    | 1 2 | ・対応方針素案を踏まえた                |
| 6  |            | <u></u>   |     | 具体的な対応について                  |
| 7  | 11月12日     | ウェルネスさが   | 1 4 | ・対応方針素案を踏まえた                |
|    |            | みはら視聴覚室   |     | 具体的な対応について                  |
|    |            |           |     | ・答申案の概要について                 |
| 8  | 令和7年2月7日   | ウェルネスさが   | 1 4 | ・答申案について                    |
|    |            | みはら視聴覚室   |     |                             |
| 9  | 3月7日~3月21日 | (書面開催)    | 1 4 | ・答申案について                    |